

入札説明書

公立大学法人前橋工科大学で使用する電気の購入に係る入札について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成30年11月5日（月）
- 2 入札執行者 公立大学法人前橋工科大学 理事長 宮下 雅夫
- 3 契約担当課 〒371-0816
群馬県前橋市上佐鳥町460番地1
公立大学法人前橋工科大学
総務課 総務企画係（担当：桑原・大澤）
- 4 入札に付する事項
 - (1) 件名 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気
 - (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- 5 入札参加資格
 - (1) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱細則第3条及び第4条に該当しない者であること。
 - (2) 前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格について、以下の営業品目について平成30・31年度の入札参加資格の認定を受けている者であること。
業者種別： 物品・役務
資格区分： 物品の販売
営業品目（大分類）： 電力
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - (5) 過去に予定使用電力が同規模の公立大学法人又は官公庁との契約実績があること。
 - (6) 契約期間開始日から送電をすることが可能である者であること。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間 平成30年11月5日（月）から平成30年11月15日（木）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜、日曜、祝祭日及び午後0時30分から午後1時30分までの時間を除く。

イ 提出場所 前記3に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。郵送の場合は、提出期限までに前記3に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 担当者届（様式第3号）

(3) 申請書類に基づく審査結果は、平成30年11月20日（火）までにメールにより通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、メールによりその旨通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、大学に対して入札参加資格がないと認

めた理由について、一般競争入札参加資格確認結果通知書についての説明申込書（様式第8号。以下「説明申込書」という。）で説明を求めることができる。

ア 提出期間 平成30年11月21日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜、日曜、祝祭日及び午後0時30分から午後1時30分までの時間を除く。

イ 提出場所 前記3に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。郵送の場合は、提出期限までに前記3に必着のこと。

(2) 説明申込書の提出があったときは、平成30年11月26日（月）までに説明申込書を提出した者に対して、メールにより回答する。

8 入札説明会
実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 平成30年11月9日（金）午後2時まで

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（様式第9号）に記載のうえ、下記メールアドレスに送付すること。メール送信後、速やかに前橋工科大学総務課（027-265-7351）まで電話連絡し、受信確認をすること。
jimu@maebashi-it.ac.jp

(3) 質問回答 平成30年11月14日（水）午後5時までに大学HPで回答するとともに、担当者届記載のメールアドレスに通知を行う。

(4) 過去質問回答 平成29年度入札時の質問回答を大学HPに掲載しています。質問を行う場合は事前に確認をすること。

10 入札書の記載

(1) 入札書（様式第6号）に記載する金額は、各社において設定する、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本学が別途提示する各月の契約予定電力及び予想使用電力量に基づき算出した年額を入札金額とする（燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。）。

(2) 入札内訳書（様式第7号）には、1月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価及び1キロワットアワー当たりの電力量料金単価を記載し、各月の予想使用電力量に対する月料金及び年額を計算すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札及び開札

(1) 入札日時等

- ア 入札日時 平成30年11月29日(木)午前10時00分
- イ 開札日時 入札後直ちに行う。
- ウ 入札及び開札の場所 前橋工科大学 1号館1階 多目的ホール
- エ 入札方法 入札書の直接持参によるものとする。入札書は封筒に入れて提出すること。なお、封かんは不要。
- オ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせることができるものとする。

(2) 入札時における注意事項

- ア 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為をしないこと。
- イ 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- ウ 代理人が入札しようとするときは、委任状(様式第4号)を提出すること。
- エ 入札金額の算出基礎として、積算内訳を作成し、入札書に同封すること。なお、積算内訳は、入札内訳書(様式第7号)に記入をするものとする。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式を参考に任意様式に記載して提出するものとする。
- オ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
- カ 入札執行回数は、2回までとする。

12 最低制限価格

設定しない。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

免除する。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) 入札内訳書を提出しなかった者の入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて5に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記（1）に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 公立大学法人前橋工科契約事務取扱細則第6条の規定で定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、契約は落札額を構成する単価で行う。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじで落札者を決定する。

17 支払い条件

- (1) 落札者は、毎月定められた日（協議の上、検針基準日を設ける）に検針を行い、計量した使用電気量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を大学に通知するものとする。
- (2) 落札者の定める任意の様式により、大学に電気料金の支払いを請求するものとする。
- (3) 大学は請求に基づき、請求月の翌月末までに口座振替により支払いを行う。
- (4) 毎月の電気使用量、最大需要電力及び請求金額について、請求時に csv 形式で大学にデータを提供するものとする。（専用 web サイトからのダウンロード、メールによる送付等の手段は問わない）

18 契約書作成

落札者決定後、協議の上契約書を作成するものとする。

19 その他

- (1) 入札参加者は、入札についての注意事項を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 競争入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日午後5時までに入札辞退届（様式第5号）を上記3の場所に提出すること。
- (4) 入札説明書等の配布資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (5) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、上記5入札参加資格の（2）に関して、入札参加資格の申請状況等を前橋市に照会することに同意したものとみなす。
- (6) 本業務の契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。
- (7) その他不明な点については、上記3に問い合わせること。